

## 三木町社会福祉協議会伝統芸能用具貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 三木町社会福祉協議会が管理する伝統芸能用具(以下「用具」という。)を伝統文化に関する活動を行う団体等に貸出し、伝統芸能の体験や習得する機会を提供することにより、子どもから高齢者といった世代間交流及び地域コミュニティの活性化、並びに伝統文化の継承及び振興を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 三木町社会福祉協議会伝統芸能貸出事業の事務局は、三木町社会福祉協議会事業係に置く。

(貸出用具)

第3条 貸出しする用具及び数量は、別表1のとおりとする。

(貸出対象)

第4条 貸出の対象は、三木町内にある次の各号に該当する団体とする。

- (1) 自治会
- (2) 子ども会
- (3) 福祉団体
- (4) その他会長が、特に必要と認めた団体

(借用申請)

第5条 用具を借用しようとする団体(以下「借用者」という。)は、伝統芸能用具借用申請書(別記様式)により、会長に申請しなければならない。

(貸出期間)

第6条 貸出の期間は、次の各号のとおりとする。ただし、貸出の状況を勘案し、会長の判断で貸出期間の切上げを行うことがある。

- (1) 用具の使用目的が体験教室の場合 最長10日
- (2) 用具の使用目的がイベントでの使用の場合 最長5日
- 2 会長が必要と認めた場合は、延長することができる。
- 3 延長時には、再度、前条の手続きをとらなければならない。

(費用負担)

第7条 用具の借料は無料とする。ただし、借用又は返却に要する費用は、借用者が負担しなければならない。

(貸出用具の使用及び保管)

第8条 借用者は、借用する用具の保管場所を会長へ明示しなければならない。

2 借用者は、借用した用具の使用又は保管について次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 盗難、紛失、棄損にあわないような場所に保管しなければならない。
- (2) 使用目的以外に使用してはならない。
- (3) 用具を第三者に転貸、質入れ、且保権の設定等をしてはならない。
- (4) 用具に他の品を付着、改造、性能等の変更をしてはならない。

3 会長は、保管状況の点検又は報告を借用者に求めることができるものとする。

(異常が生じたときの届出)

第9条 紛失、盗難、天災等で借用した用具に異常が発生した場合は、遅滞なく会長に報告すること。

2 借用者は、当初申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに会長と協議しなければならない。

(損害賠償)

第10条 借用者は、用具の使用に際し、借用者の責めに帰すべき事由によって、用具を損傷し、又は滅失した場合において原状回復ができないときは、会長の認定に基づき、その損害額を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1

用具名	数量	備考
獅子頭	3	2号タイプ
太鼓	4	1尺1寸タイプ
太鼓	2	1尺タイプ
鉦	6	1尺タイプ
油単	6	3枚は練習用とする。
屋台	3	鉦台含む。